

防人1第2835号
12. 4. 26

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

事 務 次 官

内部部局の所在する施設（市ヶ谷地区）における国旗の掲揚及び降下について（通達）

標記について、下記のとおり定められ、平成12年5月8日から実施することとされたので通達する。

記

市ヶ谷地区所在部隊等に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官各1名の支援を受け、合計3名の自衛官により行う。

なお、細部要領等については、関係部署により別途調整する。